

【2. 理事会で定めなければならない細則－①】

代議員選出に関する細則

※ 定款第5条の3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。
代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

(総則)

第1条 一般社団法人北師同窓会定款第5条第3項に規定する代議員の選出に関する事項を、次のように定めるものとする。

(代議員選出の基準)

第2条 代議員は、各号の定める基準に従って選出する。

- 1 代議員の選出においては、正会員1名に対し1投票権を確保する。
- 2 代議員は、会員を有する地区ごとの正会員の選挙によって選出する。
- 3 代議員は、各正会員の所属する地区から選出する。
- 4 代議員は、概ね正会員100名を基準に1名の割合をもって選出し、さらに、概ね500名を超えるごとに3名を追加する。100名に満たない地区には、1名の割合をもって選出する。

(代議員の定数)

第3条 代議員の定数は、別表による。

- 2 代議員の地区別定数は、2年ごとに見直す。

(代議員の選出方法)

第4条 各正会員の所属する地区は、選挙管理委員会を構成し代議員を選出する。

- 2 各地区の選挙管理委員会は、会長に選挙の結果を速やかに報告するものとする。

(代議員選挙の時期)

第5条 代議員の選挙は、現在代議員の任期終了日までに実施しなければならない。

- 2 代議員選挙の公示は、本部会報にて全正会員に周知することとする。

(当選者の公示)

第6条 会長は、選挙の結果を選挙人に公示しなければならない。

(細則の変更)

第7条 この細則は、理事会の議決を経、総会の承認を受けなければ変更することはできない。

附則 この細則は、平成25年4月1日より施行する。

<別表>代議員数

石狩 4(含:特1,高1)	札幌 24(含:同期代表23)	空知 1	後志 1	小樽 1	函館渡島 1	檜山 1
室蘭西胆振 1	苫小牧東胆振 1	日高 1	十勝 1	帯広 1	釧路 1	根室 1
北見 1	網走 1	遠軽紋別 1	旭川上川 1	宗谷稚内 1	留萌 1	東京 1

合計 47名